

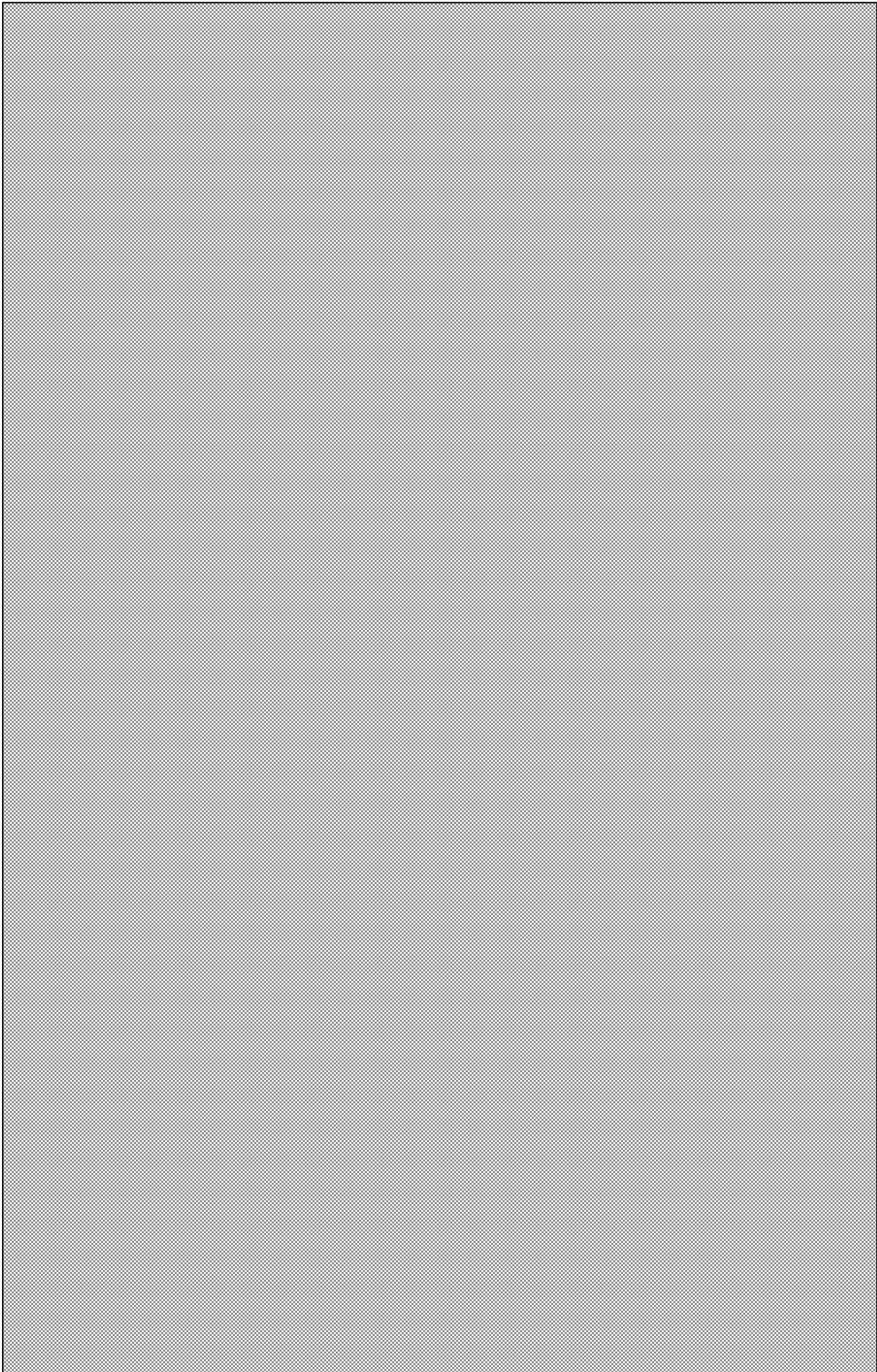
※ 指示があるまで問題を開かないでください。

令和5年度 職員Ⅰ類（事務）専門問題

令和5年4月30日（日）実施

注意事項

- 1 問題は10分野あります。3つの分野を選択し、解答してください。
- 2 解答用紙は、必ず1問につき1枚を使用し、受験番号、氏名を記入してください。
- 3 解答用紙の選択問題欄は、選択した分野に○印をつけてください。
- 4 解答内容は、解答に至った経過についても残しておいてください。
- 5 試験時間は60分です。
- 6 この問題は持ち帰ることができます。ただし、解答用紙は白紙でも必ず提出してください。



No. 1 憲法

日本国憲法第81条の違憲審査権に関する日本の最高裁判所の判例について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

最高裁判所は、警察予備隊違憲訴訟（最大判昭27・10・8）において、「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的なが提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的なが提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関しな判断を下すごとき権限を行い得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所ととの間に異なるところはないのである（憲法76条1項参照）。わが現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような具体的な事件を離れてに法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない。」と判示した。

また、砂川事件（最大判昭34・12・16）では、日米安全保障条約について「主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度のを有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めてに違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権ののものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有するおよびこれに対して承認権を有するの判断に従うべく、終局的には、主権を有するの政治的批判に委ねられるべきものであると解するを相当とする。アメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法9条、98条2項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めてであるとは、到底認められない。」と判示した。

【語群】

- a. 裁判 b. 争訟事件 c. 抽象的 d. 具体的 e. 特別裁判所
f. 下級裁判所 g. 政治性 h. 統治性 i. 自律権 j. 自由裁量

No. 2 行政法

日本の行政事件訴訟の類型に関する次の記述について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

行政事件訴訟法は、行政事件訴訟の類型について、次のように規定している。

まず、行政事件訴訟について、「この法律において『行政事件訴訟』とは、抗告訴訟、、及びをいう」（第2条）とする。

抗告訴訟について、「この法律において『抗告訴訟』とは、の行使に関するの訴訟をいう」（第3条）とし、その種類として、処分の取消しの訴えなどの6種類を法定する。

そして、について、「この法律において『』とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又はに関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方をとするもの及び公法上の法律関係に関するの訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう」（第4条）とする。

について、「この法律において『』とは、国又は公共団体のの法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう」（第5条）とする。

について、「この法律において『』とは、国又は公共団体の相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう」（第6条）とする。

【語群】

- | | | | | | |
|------------|---------|-----------|----------|-------|-------|
| a. 機関訴訟 | b. 民衆訴訟 | c. 当事者訴訟 | d. 不服 | e. 不満 | f. 異議 |
| g. 行政庁の公権力 | h. 公定力 | i. 義務付け訴訟 | j. 差止め訴訟 | | |

No.3 民法

日本の民法上の贈与契約と売買契約に関する次の記述について、ア～オに入る適切な語句を下の【語群】からを選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる（民法第549条）。①によらない贈与は、各当事者が②をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない（民法第550条）。

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる（民法第555条）。

なお、買主が売主に③を交付したときは、買主はその③を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない（民法第557条1項）。

売買の効力については、まず、売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての④を備えさせる義務を負う（民法第560条）。また、他人の権利（権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主にアする義務を負う（民法第561条）。そして、買主の⑤請求権として、引き渡された目的物が種類、品質又はイに関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、ウの引渡し又は不足分の引渡しによる履行の⑤を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の⑤をすることができる。前項の不適合がエのオによるものであるときは、エは、同項の規定による履行の⑤の請求をすることができない（民法第562条）とする。

【語群】

- | | | | | | | |
|--------------|----------|-------|--------|--------|--------|-------|
| a. 譲渡 | b. 権利 | c. 悪意 | d. 数量 | e. 移転 | f. 目的物 | g. 買主 |
| h. 責めに帰すべき事由 | i. 引渡し | j. 善意 | k. 代替物 | l. 第三者 | | |
| m. 価格 | n. 重大な事由 | o. 果実 | p. 売主 | | | |

No. 4 経済学

失業に関する次の記述について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

労働者と企業との間で互いに希望する条件が一致しないことによる失業には、求職者が求人に応募せず、よりよい条件を求めて仕事を探し続ける的失業と、求人先の仕事につくための費用が無視できないほど大きいために仕事につくことができないような的失業がある。失業は労働市場におけるにほかならない。この失業の度合いを測る指標のひとつに、完全失業者数を労働力人口で割って算出する完全失業率がある。労働力人口とは、の人口から自ら労働市場に参加しない人口を差し引いた人口である。よって、調査時点で仕事を持っていた人、すなわちの人口が減ったときに労働力人口が同数だけ減ると、労働力人口が変化しないときに比べて完全失業率の上昇率はなる。

失業率に関してはさまざまな研究がある。イギリスの経済学者であるは、貨幣賃金上昇率と失業率の間におけるの相関関係を明らかにした。また、は、労働者が合理的に求職活動を行う結果として生じる失業を考え、この場合の失業率をと名づけた。

【語群】

- | | | | | |
|-----------|----------|----------|---------------|---------|
| a. フリードマン | b. 大きく | c. 18歳以上 | d. 超過供給 | e. 正 |
| f. 小さく | g. 負 | h. ケインズ | i. 15歳以上65歳未満 | j. 超過需要 |
| k. フィッシャー | l. 15歳以上 | | | |

No.5 財政学

日本の社会保障に関する次の記述について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

日本における社会保障の萌芽は、明治7年の規則などに見られる。令和4年度一般会計当初予算における社会保障関係費は一般会計の%を占めることとなっている。平成28年度から、の使途である社会保障4経費に関する予算額を明確にする観点より、社会保障関係費の主要経費分類を見直し、7つの経費に整理している。令和4年度の社会保障関係費を主要経費別に見ると、が最も大きい。

社会保障制度は、生活保護などのような、児童や老人などが社会生活を営むのに必要な能力の育成などのために一定の財・人的サービスを供給する、加入者が保険料を負担する一方、疾病、老齢、要介護などになった場合には給付が行われる、結核予防や栄養改善などを担うの4部門から構成される。年金保険は、老齢、障害または死亡という稼働能力の喪失ないし減少を原因とし、各種の年金給付を支給する制度である。公的年金の財政方式を概観すると、大別して2通りあり、日本の公的年金制度は、発足時にはでの運営が想定されていた。なお、希望する者は等の私的年金に任意で加入し、上乘せの給付を受けることができる。

【語群】

- | | | | | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| a. 消費税 | b. 62.6 | c. 年金給付費 | d. NISA | e. 賦課方式 | f. 33.7 |
| g. 所得税 | h. 医療給付費 | i. 積立方式 | j. 介護給付費 | k. iDeCo | |
| l. 53.8 | | | | | |

日本の衆議院の選挙制度に関する次の記述について、**ア**～**オ**に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、**①**～**⑤**に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

日本の衆議院選挙は、小選挙区比例代表**①**制に基づいて行われている。

まず、小選挙区選挙では、全国が定数 1 の小選挙区に分けられ、選挙区ごとに最多得票者が当選とされる。また、比例代表選挙では、全国が 11 ブロックに分けられ、各ブロックでは**ア**名簿式によって選挙が行われる。比例代表選挙における各党の議席計算方式は**②**式と採用されており、各党の得票数を各党の候補者数までの**イ**で除していくことにより、議席配分が決定される。かりに、あるブロック（定数 5）で X 党、Y 党、Z 党がそれぞれ 4 名の候補者を立てており、各党の得票数がそれぞれ 120 万票、72 万票、60 万票だったとすると、**②**式で計算すれば、X 党の議席数は**③**議席となる。

小選挙区選挙と比例代表選挙の関係であるが、候補者は両選挙で同時に立候補することが認められている。その場合、各党は重複立候補者を名簿の同一順位に並べることができる。同一順位者間の最終的な順位は、各候補者の**ウ**を基準として決定する。

1993 年までに行われた衆議院選挙では、大選挙区制の一種である**④**が用いられていた。この選挙制度では、各選挙区から原則 3～5 名の議員を**エ**により選出していた。

なお、衆議院選挙では、一票の格差を是正するため、**⑤**方式による議員定数の再配分が予定されている。なお、計算過程で小数点以下の端数が生じた場合は、**オ**によって処理される。

【語群】

- | | | | | |
|--------|---------|---------|----------|---------|
| a. 単記式 | b. 四捨五入 | c. 得票数 | d. 制限連記式 | e. 切り捨て |
| f. 非拘束 | g. 奇数 | h. 切り上げ | i. 偶数 | j. 整数 |
| k. 惜敗率 | l. 拘束 | | | |

No. 7 行政学

官僚制に関する次の記述について、ア～オに入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

官僚制を学問的な用語として定式化したのは、アである。アは、支配の正統性の根拠に注目し、伝統的支配、カリスマ的支配、①という3類型を提示したが、官僚制はこのうち①の純粋な型と位置づけられた。また、アは官僚制を②と近代官僚制に区分した。このうち近代官僚制は、迅速かつ冷静に職務を遂行する点で、合議制よりも優れた組織形態であるとされた。

西欧諸国では、19世紀末までに政府組織の官僚制化が進展した。たとえばイギリスでは、19世紀中頃のイを受けて、公開競争試験に基づいて行政官を採用する③が導入された。その後、20世紀前半に福祉国家が形成され、政府の役割が飛躍的に増大すると、各国では政府における官僚制組織の影響力が強まり、議会や政党を圧倒するようになった。フランスでは、第二次世界大戦後になって行政官の養成大学校として国立行政学院（④）が設立され、行政エリートによる支配が確立された。ただし、国立行政学院は2021年末をもって廃止されており、現在では国立公務学院（INSP）がその役割を継承している。

ところで、近代官僚制を合理的な組織形態とする見解には、いくつかの有力な反証も提示されている。ウは、規則に従って職務を遂行する訓練を受けた官僚は、柔軟な対応が求められる状況においても規則の順守にこだわり、結果として無作為・無能力を露呈させてしまうことがあると指摘した。エは、大恐慌による失業対策の一環として設置されたテネシー川流域開発公社（TVA）を考察し、官僚制が当初の目的とは異なる事業を遂行していった過程を描き出した。また、オは、石こう会社の地方事業所の事例研究から、⑤と代表的官僚制を区別し、このうち⑤がもたらす逆機能を指摘した。

【語群】

- | | | | |
|------------|-----------|---------------------|---------|
| a. マートン | b. バーナード | c. ギューリック | d. クロジェ |
| e. セルズニック | f. ウェーバー | g. ゴールドナー（グールドナー） | |
| h. ペンドルトン法 | i. フルトン報告 | j. ノースコート・トレヴェリアン報告 | |

No.8 社会学

日本文化論に関する次の記述について、ア～オに入ら適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入ら適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

日本文化については、これまで数多くの研究がなされてきた。その代表例は、次のようなものである。

- (1) アは『菊と刀』を著し、日本文化を①の文化ととらえ、これを西洋の②の文化と比較し、恥という外面的強制力によって善行を行うのが日本文化の特徴であるとした。
- (2) イは『タテ社会の人間関係』を著し、日本人の集団形成にはウの共有が顕著に見られると指摘した。そして、そこから「ウチの者」「ヨソ者」といった強い意識が生じるとした。
- (3) エは『日本の思想』を著し、日本における社会や文化のあり方を③型ととらえた。そして、これをヨーロッパなどにみられる「ササラ型」と比較した。
- (4) オは『「日本らしさ」の再発見』を著し、日本人の特徴を間人主義に求めた。従来は欧米側の視点からの日本論が多かったが、彼は日本人自身の内面的立場から日本の特性を再発見しようとした。
- (5) 土居健郎は、『④の構造』を著し、日本人は他人の行為に依存し、他人との分離を好まない傾向があるとした。そして、このような④という精神構造の下に、社会が構成されていると論じた。
- (6) 井上忠司は、『⑤の構造』を著し、唯一絶対神を持たない日本人は、⑤を価値基準とし、世間なみを保つことに心を砕いてきたと論じた。

【語群】

- | | | | |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| a. 中根千枝 | b. 森岡清美 | c. 丸山真男 | d. 有賀喜左衛門 |
| e. 濱口恵俊 | f. ベネディクト | g. モース | h. 場 |
| i. 属性（資格） | j. 空気 | | |

No. 9 会計学

損益計算書に関する次の記述について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

企業のを明らかにするため、損益計算書には一会計期間に属するすべての収益とこれにするすべての費用を記載する。そして、損益計算書では、収益と費用を源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目を表示しなければならない。その際、収益項目の金額と費用項目の金額とを直接に相殺して表示することを禁じる主義による表示が採用されている。

上に収益項目を示し、そこから費用項目を差し引いて、損益を下に表示する様式である式の損益計算書では、最初に売上高を示し、そこから売上原価を控除してを表示する。企業会計原則によれば、商業の場合、売上原価は商品棚卸高に商品仕入高を加算し、商品棚卸高を控除する形式で表示する。次に、算出したから販売費および一般管理費を控除してを表示する。

【語群】

- | | | | | |
|----------|---------|-------|----------|-------------|
| a. 当期 | b. 営業利益 | c. 期中 | d. 売上総利益 | e. 営業外費用 |
| f. 当期純利益 | g. 特別利益 | h. 期末 | i. 経常利益 | j. 税引前当期純利益 |
| k. 仕掛品 | l. 期首 | m. 明細 | | |

マーケティング戦略に関する次の記述について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

マーケティングの基本的な目的はのニーズを創造・開拓し拡大することであり、マーケティング戦略とは、しくみとしての「マーケティング・ミックス」あるいは「マーケティングの4P」を作ることである。「マーケティングの4P」とは、が唱えたマーケティング・ミックスの諸要素のことであり、政策（product）、価格政策（price）、広告・販促政策（promotion）、政策（place）の4つのPである。

競争対応の戦略は、マーケティング・ミックスの最適なシステム構築を方向づけるものである。は、競争地位をそのシェア順位に応じて、リーダー、、フォロワー、ニッチャーの4類型に分類した。

市場のトップ企業のリーダーは、現在の最大シェア、最大利潤、名声を維持することが目標となるため、競争の基本方針は市場内のすべてに対応する型となる。

2番手企業であるは、リーダーのシェアに追いつくことが目標となるため、化によってシェア拡大を図っていくことになる。

続いて3番手以下企業のフォロワーは、トップ企業の座を窺うほどの経営資源は持ち合わせていないため、まずは着実に利潤をあげていくことが目標となり、製品開発その他のを極力抑えることが重要である。

最後にニッチャーは、シェアではなく利潤と名声・イメージを目標として戦略をとる。すなわち、ターゲットは特定市場セグメントに限定し、製品および価格は高めをねらうことが多く、高収益をめざす。

【語群】

- | | | | | | |
|-----------|-------------|---------------|------------|-------|-------|
| a. 個別 | b. M.E.ポーター | c. 最大 | d. 集中 | e. 差別 | |
| f. P.コトラー | g. 選択 | h. 全方位 | i. E.J.ケリー | j. 独自 | k. 模倣 |
| l. 多角 | m. 開放 | n. E.J.マッカーシー | o. 平準 | p. 分離 | |

